第二条に次の二項を加える。

4　この法律において「特定半導体」とは、特定高度情報通信技術活用システム（第一項第一号に掲げるものに限る。次条第二項及び第二十八条において同じ。）に不可欠な大量の情報を高速度で処理することを可能とする半導体であって、国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める性能を有するものをいう。

5　この法律において「特定半導体生産施設整備等」とは、次に掲げるものをいう。

一　特定半導体の生産施設（生産施設に係る設備を含む。次号において同じ。）の整備及び当該生産施設における生産

二　特定半導体の生産に不可欠な半導体材料又は半導体生産装置であって国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類ごとに政令で定める性能を有するもの（第十一条第三項第二号において「特定半導体材料等」という。）の生産施設の整備及び当該生産施設における生産

第三条に次の一項を加える。

2　特定半導体生産施設整備等は、特定半導体が特定高度情報通信技術活用システムに不可欠なものであり、かつ、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることに鑑み、国際的に特定半導体の生産能力が限られている状況においてもその需給の変動に対応できるよう我が国の技術の向上により特定半導体の国内における安定的な生産を確保すること、及び我が国における特定半導体の生産に関係する産業の発展に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ行うものとする。

第四条第一項中「促進」の下に「（特定半導体生産施設整備等の促進を含む。次条及び次章において同じ。）」を加え、同条第二項中「事業者」の下に「及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者」を加える。

第五条中「事業者」の下に「及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者」を加える。

第六条第二項第二号ロ中「事項」の下に「（次号ロに掲げるものを除く。）」を加え、同号ハ中「事項」の下に「（次号ハに掲げるものを除く。）」を加え、同項第三号中「を行う」を「又は特定半導体生産施設整備等を行う」に、「第三十五条」を「第三十八条」に、「第十三条第四項第三号ロ」を「第十五条第四項第三号ロ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定半導体生産施設整備等に関する次に掲げる事項

イ　特定半導体生産施設整備等の内容に関する事項

ロ　特定半導体生産施設整備等の促進のための方策に関する事項

ハ　特定半導体生産施設整備等の促進に当たって配慮すべき事項

第六条第四項中「次条第四項及び第九条第四項」を「次章」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定

第七条第三項第一号及び第九条第三項第一号中「が指針」を「の内容が指針」に改める。

第三十五条中「第十二条第二項又は第十六条第二項」を「第十四条第二項又は第十八条第二項」に、「場合に」を「とき」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十四条第一項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第一号中「第十七条」を「第十九条」に改め、同項第二号中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「せず」を「しないで開発供給等促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し」に改め、同項第三号中「第二十九条」を「第三十二条」に改め、同項第四号中「第三十条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第五章中第三十三条を第三十六条とし、第三十二条を第三十五条とする。

第三十一条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　指針（特定半導体生産施設整備等に係る部分に限る。）及び特定半導体生産施設整備等計画に関する事項　経済産業大臣

第三十一条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とする。

第二十九条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対し、認定特定半導体生産施設整備等計画の実施状況について報告を求めることができる。

第二十九条を第三十二条とし、第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条中「又は」を「若しくは」に、「資金」を「資金又は認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金」に改め、同条を第三十条とする。

第四章に次の一節を加える。

第四節　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

第二十九条　機構は、特定半導体生産施設整備等を促進するため、次の業務を行う。

一　認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二　認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二十六条中「（第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。以下この条において同じ。）」を削り、第四章第三節中同条を第二十八条とする。

第二十五条第一項中「又は認定導入計画」を「若しくは認定導入計画」に、「資金」を「資金又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金」に改め、同項の表第三条第一項の項中「第二十五条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、第四章第二節中同条を第二十七条とする。

第二十四条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「ため」を「ため、又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うため」に改め、同項第二号中「又は認定導入計画」を「若しくは認定導入計画」に、「資金」を「資金又は認定特定半導体生産施設整備等を行うために必要とする資金」に改め、同条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十二条第二項の表第十一条第一項第五号の項中「第十一条に」を「第十三条に」に改め、同表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第二十二条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十一条」を「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十三条」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第二十二条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、第四章第一節中同条を第二十四条とする。

第二十一条中「第十九条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条第一項中「第十三条第四項第一号」を「第十五条第四項第一号」に改め、同条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十四条から第十八条までを二条ずつ繰り下げる。

第十三条第一項中「又は」を「若しくは」に、「行うため」を「行うために必要な資金又は認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うため」に改め、「この節、第三十条第一項及び第三十一条第一項第四号において」を削り、同条第二項中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条第四項第二号及び第三号ロ中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。